

ケアポート 介護保険利用料金表

【基本料金】

サービス内容	利用料 10割(円)	訪問看護			単位数	利用料 10割(円)	介護予防訪問看護			単位数
		1割(円)	2割(円)	3割(円)			1割(円)	2割(円)	3割(円)	
訪問看護I1 (20分未満)/回	3,130	313	626	939	313	3,020	302	604	906	302
訪問看護I2 (30分未満)/回	4,700	470	940	1,410	470	4,500	450	900	1,350	450
訪問看護I3 (30分以上1時間未満)/回	8,210	821	1,642	2,463	821	7,920	792	1,584	2,376	792
訪問看護I4 (1時間以上1時間30分未満)/回	11,250	1,125	2,250	3,375	1,125	10,870	1,087	2,174	3,261	1,087
訪問看護I5 療法師(20分)/回	2,930	293	586	879	293	2,830	283	566	849	283
訪問看護I5 療法師(20分)×2回	5,860	586	1,172	1,758	586	5,660	566	1,132	1,698	566
訪問看護I5・2超 療法師(20分)×3回	7,920	792	1,584	2,376	792	4,260	426	852	1,278	426

※理学療法士等による訪問は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問となります。その為、訪問看護サービス利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行います。看護師の定期訪問の際は、看護師の基本料金が算定されます。

※理学療法士等が、利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、1回につき5単位を減算します。

※准看護師が訪問した場合は、基本料金が90/100になります。

※基本料金に対して、サービスの提供時間が早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）帯の時は、25%を加算します。基本料金に対して、サービスの提供時間が深夜（22時～6時）帯の時は、50%を加算します。

※計画的に訪問することになっていない緊急訪問を行った場合は、所要時間に応じた利用料金負担が生じます。

※時間外訪問については、月の2回目以降の計画外訪問より、早朝・夜間、深夜料金が加算されます。

※事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（*有料老人ホーム等）に居住する利用者を訪問する場合、基本料金が減算となります。また、それ以外の建物（*と同じ）に居住する利用者を訪問する場合、当該建物に居住する利用者が一定数以上である場合も、減算となります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せします

【付加料金】

加算		利用料 10割(円)	1割(円)	2割(円)	3割(円)
初回加算	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合	3,000	300	600	900
退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護保健施設に入院若しくは入所中の者に、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	6,000	600	1,200	2,400
看護体制強化加算	緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算について、一定割合以上の実績があった場合、算定します。	(I) 5,500 (II) 2,000	(I) 550 (II) 200	(I) 1,100 (II) 400	(I) 1,650 (II) 600
予防看護体制強化加算	緊急時訪問看護加算、特別管理加算について、一定割合以上の実績があった場合、算定します。	1,000	100	200	300
(予防) サービス提供体制加算Ⅰ	当事業所は、『勤続7年以上の職員を30%以上配置』等の算定要件を満たしています。	1回につき 60	6	12	18
(予防) サービス提供体制加算Ⅱ	当事業所は、『勤続3年以上の職員を30%以上配置』等の算定要件を満たしています。	1回につき 30	3	6	9
緊急時訪問看護加算	利用者の同意のもとに、利用者又は家族等に対して、24時間連絡体制にある場合	1月につき	574	1,148	1,722
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	1月につき Ⅰ Ⅱ	250 500	500 1,000	750 1,500
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者で、1回の訪問時間が、1時間30分を超える訪問を行った場合(1時間以上1時間30分未満の料金に加算)	1月につき 3,000	300	600	900
複数名訪問看護加算 (看護師等)	利用者の同意のもと、利用者の身体的理由により同時に2人の看護師等が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合	30分未満 2,540 30分以上 4,020	254 402	508 804	762 1,206
複数名訪問看護加算 (看護補助者)	利用者の同意のもと、利用者の身体的理由により同時に看護師と看護補助者が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合	30分未満 2,010 30分以上 3,170	201 317	402 634	603 951
ターミナルケア加算 (要介護者のみ)	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、ターミナルケアを行った場合	死亡月 20,000	2,000	4,000	6,000
中山間地域に居住する利用者への訪問看護	通常のサービスを提供する地域を越えて訪問看護を行った場合 5/100に相当する単位数をに加算する				
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に関わる計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	1月につき 2,500	250	500	750

【その他の料金】

◇1時間30分を超える訪問看護 (長時間訪問看護加算の算定者以外)	1時間以内	5,000円
	1時間を超える場合 30分につき	2,800円
◇介護保険外の訪問看護		

ベッドバス利用の場合	使用するお湯代	300円
血糖チェック	使用する血糖測定チップ代	100円
エンゼルケア	死後の処置代	20,000円

令和3年4月1日より